

昭和三十三年十月二十九日

才三田福生町議定会定例会々議録

福生町議会



福生町議会各議員録 (才三画定例会)

一 昭和三十三年十月二十九日 福生町議会定例会 (才三画) 才福生町役場に招集した。

一 出席した議員は次の通りである。

才一画	田村利一	才二画	渡井明	才三画	中西虎竜
才四画	瀬古清造	才五画	村尾四郎	才六画	米泉薫
才七画	中森孝一	才八画	石川信義	才九画	森田幸造
才十画	山下幸三	才十一画	森田誠重	才十二画	並木秀
才十三画	清水幸市	才十四画	井上頼太郎	才十五画	沢田知
才十六画	村尾種吉	才十七画	飯野寅十郎	才十八画	森田茂一
才十九画	田村祐一	才二十画	大久保一郎	才二十一画	高橋彦市

一 以上各議員は才百三十一条の規定により、会議事件の説明のため出席を求め出席した。これは次の通りである。

才二画	長秋山誠一	才三画	役川淳金吉	才四画	川辺堅一
才五画	大野忠一	才六画	民生課長 橋本孝造	才七画	税務課長 實井茂次
才八画	土木課長 高水求	才九画	産業課長 森田猛	才十画	水道課長 眞田貞

一 大合の書記は九の通りである。

記 上野重勝 町田倍二

一 事件又ハ議事日程は次の通りである。

一 在オ一 専決処分について報告

議案オ七四号

令オ二 契約締結同意オについて

令オ七五号

令オ三 指定家計耐受領について

令オ七六号

令オ四 議会事務局法制化について

建議オ一 号

一 議 長(田村利一) 午後一時二十分 開会を告げる。

一 令 (田村利一) 本日の議案及び議事日程を定める。

日程オ一 専決処分について報告 (議案オ七四号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 附 長(秋山誠一) 議案オ七四号は水道の起債について専決処分したもので承認

を得たい。水道関係の事業は現在順調に進んでいる。起債額は一千五百万円だ

年利五分五厘。償還年限は償還組合が三十五年以内となつてゐる。

つてはそのうち八百万円を貸付する関係で止むを得ず専決したのである。承で

得たい。

一 議 長(田村利一) 本件について賛成の有無を問う

賛成なしの声あり

一 議 長(田村利一) 本件については賛成なものとの案の原案通り決定する旨を告

げる。

日程オ二 契約締結同意オについて (議案オ七五号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

書 記(上野重勝) 朗 読

一 附 長(秋山誠一) 本件は議会の議決又は住民の二級投票に付すべき財産管理

物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定によりそれ以外の

工事の本契約をいふたい。

その一は町営住宅建設工事の關係で四百五十万円を田中興業株式会社と契約

施行する。総坪数は一五七・五坪で十坪建五軒、十坪五建七軒、十二坪建

その二は補助町道五号線の道路改修工事で契約金額八十五万円、内訳は側溝が三十八万円、補装が四十七万円、で入札の結果富士見建設に落札した。

その三はと畜場水道工事の資材購入で四万三千九百十四円で太三枝工株式会社と契約したい。これは三社に見積もって最低のものと契約をした。

議 長(田村利一) 本件につき、異議の有無を問う。

オ三番(中西虎也) その二の分は補助道五号線の全部を改修するのか、議案の名称はその実が明らかでない。

一町 長(秋山誠二) 従不議案として出すときは細かい点まで明示してなかった、本来工事については五号線のうち六町内よりの五五三米の改修である。

オ三二番(田村祐一) 名称には何米とか又は何々の一部とかはつきりさせた方がよいと考える。

オ十一番(山下幸三) 何米と云うように長さを入れたらよいと思う。

一議 長(田村利一) オ二番議員の意見はどうするか。

オ三二番(田村祐一) 都の工事関係で地才事務所はどうしているか。
町 長(秋山誠二) 都の関係書類は見えないので何とも云えない。

一オ十二番(森田誠重) 都では何々地内と云うような名称を用いている。

一書 記(上野重勝) 議案の訂正をする。名称の補助道五号線の下に「五五三米」を加える。

一議 長(田村利一) 議案のその二を書記説明のように訂正されたが異議をいかに異議なしの声多数あり

一オ十八番(村尾輝吉) その一の町営住宅建設工事の関係においてもオ何回と云うように名称を入れた方がよいと考へる。

一議 長(田村利一) オ十八番の意見はどうか。

一オ三十三番(大久保二郎) 何年度と云うように年度を入れるべきである。昭和三十二年度としたらどうか。

一オ十八番(設楽美知) 田地と云う名称も使用してはどうか。

一議 長(田村利一) 既に市町の議会でも事業議決されており、契約の点だけならばこの儘でよいと思うが又は昭和三十二年度と入れた方がよいか。

一オ十八番(村尾輝吉) 後日書類を調査する場合にも年度を入れてあれば便利と

考える。

一オ十二番(山下幸三) 年度とした場合工事が長期計画のときもあるので支障もあると思う。

一オ十三番(田村祐一) 名称と云う観点から団地名を入れたら明確になると思うが町にありて工事が議決されても内容には何等変更はない。

団地名とするか、年度を入れるか先づもって決定願いたい。私は団地名を入れるよう提議する。

一オ十四番(森田幸亮) 議会の審議としては細かすぎる。担当の職員もいるのであるから原案で充分やれるので仕事上は支障はない。

一議 長(田村利一) 原案通りと云う意見と、団地を入れると云うものと、年度と云うものと三つあるが如何にするか。

一オ十五番(瀬古清亮) オ十四番議員の意見に賛成する。

一オ十六番(村尾種吉) 細かいことであるから私はどちらでもよい。

一オ十七番(田村祐一) オ十四番議員の意見もひとつとしてあるが一面はつきりしたものを知りたいと思うならばはつきり討議されるべきで字句の突いても現今

一オ十八番(中西虎造) 既に工事着手は決定しているのであり、関係書類が三十三年度に送られると云うことはないので、名称については異議はない。

一議 長(田村利一) 原案通りの意見が多が異議はない。
異議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 議案オ十五号については異議なしものと認め原案通り決定する。

日程オ三 指定寄附受領について (議案七十五号)

一議 長(田村利一) 本件を上程する。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 本件は補助町道オ十五号線の改修工事について、十四万円の指定寄附があったもので、原案のその二と関連するもので今年度八万

五万円の予算で、五町内も施行し、五町内の関係は来年度で施行するようにより予定している。来年度と一括して工事施行についての寄附があった。

一議 長(田村利一) 本件につき異議の有無を問う。

異議なしの声多数

一議 長（田村利一） 議案オセス号については異議ないものと認め原案通り決定する。

日程オ四 議会事務局法制化について

一議 長（田村利一） 本件を上程する。

一書 記（上野重勝） 朗 読

一議 長（田村利一） このことについては既に本月中旬事務局より係が外向いて各位の諒解を得てあるものであるが、これは全国議長会において数年来運動を続け、ききたもので、自治庁に対し意見書も提出すると共に国会方面にも請願をするものである。

諸願については来る十一月一日より申される臨時国会に提出する爲に議員各位の賛同を得たものである。意見書はオニ曲全国議長会で自治庁長官に手渡すことになつてゐる。

一オニ番（中西虎次） 建議と云うのはどうゆう意味か。

一書 記（上野重勝） 意見書であるから他の議案と区分するため申いたもので、議案の二つである。

一オニ番（山下幸三） 提案者が議員田村利一となつてゐるが、この場合は議長席を降りて議席で提案するのが建前と考へる。

一オニ番（渡井 明） 提案者が議員の資格であるが意見書とする場合は議長の資格でなすべきではないか。

一書 記（上野重勝） 自治法上明確な規定はないが行政実例によるとこの場合は議員の資格でなされるように示されている。

一オニ番（大久保一郎） 意見書の提出については議会として提出すべきと考へる。

一オニ番（山下幸三） 一昨年の町村議員總會の折事務局の設置について意見が出されたと記憶するが、今面このような段階にきたことは甚しい本件には賛成する。

一オニ番（田村祐一） 建議とは議員田村利一が議場に対して語る言葉か、それうたとするか諸句があかしい。

一書 記（上野重勝） 議案としての名称である。

一オニ番（村尾種吉） 建議の字句について研究されたい。

一オニ番（田村祐一） 従来建議は上の方に対し意見も述べる一つの行爲を指し

たものである。

一言 記(上野重勝) 建議につき百科辞典により説明

建議案として中絶解を願う。

一議 長(田村利一) 建議案オ一号につき異議の有無を問う。

異議なしの声多数あり。

一議 長(田村利一) 建議案オ一号については異議なしものと認め原案通り
決定する。

一議 長(田村利一) 本日の議案審議を終る旨告ぐる。

署名議員選挙

一議 長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦とし議長が指名する旨と
諮り全会一致指名推薦とする。

一議 長(田村利一) 次の者と指名し一名毎に会議に諮り全会一致署名議員
とする。

オ十五番 井上頼太郎 オ十八番 設楽美知 オ十八番 田村尾種吉

一議 長(田村利一) 午後二時十分会議を閉じる。

右会議の議案を記録し相違ないことを認める爲に署名する。

昭和三十三年十月二十九日

福生町議会

議長 田村利



議員 井上頼太郎



議員 設楽美知



議員 戸入 福生町福生八四番地



右議長

昭和三十一年十一月九日

才六田福生町議会臨時会々議録

福生町議会

オエ田福生町議会臨時会々議録

一 昭和三十一年十一月九日福生町議会臨時会(オエ田)オエ福生町役場に招集した。
 一 出席した議員は左の通りである。

オ一 番 田村利一	オ二 番 渡井明	オ三 番 中西虎哉
オ四 番 瀬古清吉	オ五 番 村尾四郎	オ六 番 米泉 薫
オ七 番 中森与一	オ八 番 西村光人	オ九 番 石川信義
オ十 番 森田幸吉	オ十一 番 山下幸三	オ十二 番 森田誠重
オ十三 番 並木 芳	オ十四 番 清水与市	オ十五 番 井上頼太郎
オ十六 番 設楽美知	オ十七 番 石川常太郎	オ十八 番 飯野富子郎
オ十九 番 森田茂一	オ二十 番 田村祐一	オ二十一 番 高橋三郎
オ二十二 番 高橋彦市		

一 地方自治法オ百三十一条の規定により会議事件説明のため出席した者は左の通りである。

町 長 秋山 誠一	助 役 川窪金吉	収入役 川辺 堅一
総務課長 大野 忠一	民生課長 橋本孝吉	税務課長 貫井 代次
土木課長 高水 永	産業課長 森田 猛	水道課長 眞田 眞

教育長 橋本 文五郎

一本会の書記は次の通りである。

書記 上野重勝 所田 倍二

一本日の会議事件及び議事日程は次の通りである。

日程第一 請願書の受理について

日程第二 福生町と畜場使用条例の設定について (議案オ七七号)

日程第三 契約締結同意書について

一議 長(田村利一) 午前十一時四十分閉会を告げる

一議 長(田村利一) 本日の議事日程を報告する

日程第一 請願書の受理について

一議 長(田村利一) 本件を提案する

一議 長(田村利一) 全駐労働田支部より提出された請願書の受理につき先般の協

議会でも審議されたが要議なしか

要議なしの声多数

一議 長(田村利一) 請願書の受理については要議なしものと認め受理すること

一議 長(田村利一) 請願の主旨により次の通り基地関係商取引策特別委員会
を設置してよいか

ブロック	議席	氏名	議席	氏名
熊川	オ一十番	森田 茂一	オ八番	西村 光人
福生	オ九番	石川 信義	オ七番	山下 幸三
本町	オ七番	中森 子一	オ三番	中西 虎造

註 各ブロックより三名選出

要議なしの声多数

一議 長(田村利一) 要議なしものと認め右のよう決定する 尚委員長 副委員長

長(田村利一) 後日本委員会で互選とする

日程第二 福生町と畜場使用条例の設定について (議案オ七七号)

一議 長(田村利一) 本件を提案する

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 本条例は先日のと場委員会において審議されたものであるがこの

ような条例は他に例が少いので八王子市の条例を参考とし都衛生局の意見を